

2009年4月20日

Zenken通信 (vol. 26)

▽ 今回のお届け情報

Title: 和歌山県「最低制限価格 新基準に引き上げ」

Outline

添付資料P1

○和歌山県は、地域建設業の厳しい経営環境を踏まえ、ダンピング対策の充実を図るため、最低制限価格及び調査基準価格の算定式等について、国土交通省が4月に改定した新しい低入札価格調査基準価格の算定式等に準じて見直した。昨年6月に引き続いての見直しとなる。

〔見直し内容〕

- | | |
|---------|--|
| 1. 設定範囲 | $2/3 \sim 8.5/10 \Rightarrow 7.0/10 \sim 9.0/10$
(66.6...%~85%) (70%~90%) |
| 2. 算定式 | <ul style="list-style-type: none">・ 直接工事費×0.95 ⇒ 変更なし・ 共通仮設費×0.90 ⇒ 変更なし・ 現場管理費×0.60 ⇒ ×0.70・ 一般管理費×0.30 ⇒ 変更なし |

担 当 : 事業企画課 林

建設工事に係る「最低制限価格」・「調査基準価格」の見直しについて

建設工事に係る「最低制限価格」・「調査基準価格」については、昨年6月の新公共調達制度の導入時から、国土交通省の算定式等に基づき設定しておりました。

今般、和歌山県は、地域建設業を取り巻く厳しい環境を踏まえ、ダンピング対策の充実を図るため、「最低制限価格」・「調査基準価格」の算定式等の見直しを行うこととしました。

なお、見直しにあたっては、国土交通省における低入札価格調査基準価格の算定式等の見直しに準拠しました。

見直し内容

建設工事に係る「最低制限価格」・「調査基準価格」の見直し

※「最低制限価格」とは、この価格を下回ると自動的に失格となる価格で、予定価格が1億円未満の工事に設定

「調査基準価格」とは、契約内容に適合した履行ができるかどうかの調査（低入札調査）をする基準となる価格で、予定価格が1億円以上の工事に設定

【現行の範囲】

予定価格の $\frac{2}{3} \sim 8.5/10$

【現行の算定式】

直接工事費	× 0.95	} 合計額	
共通仮設費	× 0.90		
現場管理費	× <u>0.60</u>		
一般管理費	× 0.30		
			× 1.05

【見直し後の範囲】

予定価格の $\frac{7.0}{10} \sim \frac{9.0}{10}$

【見直し後の算定式】

直接工事費	× 0.95	} 合計額	
共通仮設費	× 0.90		
現場管理費	× <u>0.70</u>		
一般管理費	× 0.30		
			× 1.05

適用時期

平成21年4月16日公告分の建設工事から適用します。